○厚生労働省告示第八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者	一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者
（略）	（略）
二～四　（略）	二～四　（略）
四の二　居宅介護サービス費の注7本文及び注8本文の厚生労働大臣が定める者 居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号、第十八号又は第十八号の二に掲げる者	（新設）
五・六　（略）	五・六　（略）
六の二　居宅介護サービス費の注9の2の厚生労働大臣が定める者 居宅介護従業者基準第一条第三号、第八号、第十三号又は第十八号に掲げる者	（新設）
七・八　（略）	七・八　（略）
九　介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文の厚生労働大臣が定める者 次のいずれかに該当する者	九　介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者 次のいずれかに該当する者
イ　居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準別表第六に規定する課程を修了した者に限る。）、第十一号又は第十六号に掲げる者	イ　居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準別表第六に規定する課程を修了した者に限る。）、第十一号又は第十六号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号、第八号、第十三号、第十八号、第二十号（居宅介護従業者基準による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第二十一号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第二十二号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者にあっては、平成三十年三月三十一日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準第一条第六号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第六に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するものとみなす。）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）